

京都府条例に基づく建築主への説明義務に係る建築士向け手引き作成業務仕様書

1 委託業務の名称

京都府条例に基づく建築主への説明義務に係る建築士向け手引き作成業務

2 委託業務の目的

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正に伴い、令和3年4月1日より建築物の設計者（建築士）に対して、再エネ設備の導入等に係る説明義務が生じる予定。同条例施行規則において、説明しなければならない事項は規定されるが（下表参照）、当該義務の履行に当たり建築士が参考にすべき手引きの作成を行うもの。

(表) 施行規則で定める建築物の種類別の説明事項（予定）

	特定建築物	準特定建築物	小規模建築物
	延床面積 2,000m ² 以上の 新築・増築	延床面積300m ² 以上2,000m ² 未 満の新築・増築	延床面積300m ² 未 満の新築・増築
再エネ設備の導入等による環境負荷低減への効果	○	○	○
当該建築物へ導入が可能な再エネ設備の種別	○	○	(不要)
前号の再エネ設備のうちいずれかの再エネ設備から得られる熱及び電気の最大量	○	○	(不要)
その他京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する指針で定める事項	—	—	—

3 業務内容

2の表に記載した事項に関して、建築士が具体的な説明義務を履行する上で必要となる以下の内容等を記載した手引きを作成すること。

なお、著作権は本府に帰属するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの定義等の基本的事項の解説（2ページ程度）
- (2) 再エネ設備を導入する利点の解説（2ページ程度）
- (3) 建築物に導入可能な再エネ設備と選定方法の解説（4ページ程度）
- (4) 建築物への再エネ設備の最大導入量の試算※手順及び事例解説（6ページ程度）
※ 屋根形状、方位、施設の種類ごとの設置係数（環境省等が公表する単位面積当たりの設置可能面積）、国内で流通している標準的なモジュールの単位面積当たりの出力等から簡易的に試算する方法による。
- (5) 建築主への書面説明用のひな形及び記載例（6ページ程度）
※業務の細部については、別途府と協議の上で決定すること。
※契約書及びこの仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、府と協議の上決定することとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和3年2月26日までとする。

5 成果物

- (1) 業務完了報告書（紙媒体1部（A4判）及び電子媒体1部）
- (2) 京都府条例に基づく建築主の説明義務に係る建築士向け手引き（電子媒体）

6 納入先

京都府府民環境部エネルギー政策課